

令和4年度

働き方改革のために活用できる 労働関係助成金 (逆引き)

このリーフレットでご紹介する助成金は、滋賀労働局が所管しているものの一部です。

滋賀労働局が所管する全ての助成金、及びその詳細につきましては、職業安定部職業対策課助成金コーナー、または雇用環境・均等室までお問い合わせください。

助成金に関するお問い合わせは・・・

〒520-0806

大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎

滋賀労働局

安 人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金
については

>> 職業安定部 職業対策課助成金コーナー 077-526-8251

雇 業務改善助成金、両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、
人材確保等支援助成金（テレワークコース）については

>> 雇用環境・均等室 077-523-1190

活用しやすい労働関係助成金 フロー表

従業員を育成したい

従業員に訓練を受けさせる場合

正規雇用労働者向け

有期契約労働者等向け

人材開発支援助成金
(一般訓練or特定訓練コース)

安

人材開発支援助成金
(特別育成訓練コース)

安

キャリアアップ助成金
(正社員化コース)

安

キャリアアップ助成金
(賃金規定等改定コース)

安

キャリアアップ助成金
(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)

安

キャリアアップ助成金
(賃金規定等共通化コース)

安

キャリアアップ助成金
(短時間労働者労働時間延長コース)

安

キャリアアップ助成金
(賞与退職金制度導入コース)

安

従業員の処遇や職場環境を改善したい

有期契約労働者等向け

正規雇用労働者等に転換または直接雇用する場合

基本給の賃金規定等を増額改定する場合

社会保険加入+基本給を増額する場合

正規雇用労働者と共通の賃金規定等を作成する場合

所定労働時間延長+社会保険に加入する場合

賞与退職金制度を新たに設け支給又は積立する場合

業務改善助成金

雇

機器等整備+最低賃金を引き上げる場合

良質なテレワークを制度として導入し、適切な運用を経て離職率の低下に取り組む場合

人材確保等支援助成金
(テレワークコース)

雇

機器・設備を購入したい

介護事業主が介護福祉機器を購入し離職率を低下させた場合

人材確保等支援助成金
(介護福祉機器助成コース)

安

従業員の仕事と育児・介護の両立を支援したい

男性の育児休業等の取得を促進する場合

両立支援等助成金
(出生時両立支援コース)

雇

仕事と介護の両立を支援する場合

両立支援等助成金
(介護離職防止支援コース)

雇

仕事と育児の両立を支援する場合

両立支援等助成金
(育児休業等支援コース)

雇

従業員の仕事と不妊治療の両立を支援したい

仕事と不妊治療の両立を支援する場合

両立支援等助成金
(不妊治療両立支援コース)

雇

活用しやすい労働関係助成金 フロー表

生産性を高めながら労務・労働時間等をより良いものにしたい

労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進、特別休暇の整備等を行う場合

勤務間インターバル制度を導入する場合

労務・労働時間の適正管理を推進する場合

団体が傘下企業の時間外労働削減等の取組を行う場合

中小企業事業主向け

中小企業団体向け

働き方改革推進支援助成金
(労働時間短縮・年休促進支援コース) **雇**

働き方改革推進支援助成金
(勤務間インターバル導入コース) **雇**

働き方改革推進支援助成金
(労働時間適正管理推進コース) **雇**

働き方改革推進支援助成金
(団体推進コース) **雇**

多様な人材を雇用する

高齢者・障害者・母子家庭の母等を雇い入れる場合

65才以上の高齢者を雇い入れる場合

正規雇用の機会を逃した事等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を雇い入れる場合

未経験者を試行的に雇い入れる場合

障害者を試行的に雇い入れる場合

離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる場合

中途採用を拡大する場合

外国人特有の事情に配慮した就業環境の整備を行う場合

特定求職者雇用開発助成金
(特定就職困難者コース) **安**

特定求職者雇用開発助成金
(生涯現役コース) **安**

特定求職者雇用開発助成金
(就職氷河期世代安定雇用実現コース) **安**

トライアル雇用助成金
(一般トライアルコース) **安**

トライアル雇用助成金
(障害者トライアルコース) **安**

労働移動支援助成金
(早期雇入れ支援コース) **安**

中途採用等支援助成金
(中途採用拡大コース) **安**

人材確保等支援助成金
(外国人労働者就業環境整備助成コース) **安**

事業主の方のための雇用関係助成金は、そのほかにも様々な制度があります。ぜひ、労働局や公共職業安定所の窓口にご相談ください。

また、支給要件や申請書類などの詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金に関する勧誘にご注意ください。

新型コロナウイルス感染症関連助成金（雇用環境・均等室 関係）

妊産婦が、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業することになった場合

妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して5日以上取得させた事業主

母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた1事業場1回限り:15万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細: [厚生労働省HP](#)をご覧ください。

女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して20日以上取得させた事業主

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主対象労働者1人当たり28.5万円
※1事業所当たり5人まで
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細: [厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が家族介護を行う場合

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） 「新型コロナウイルス感染症特例」

休暇5日以上10日未満 20万円
合計10日以上 35万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190

詳細: [厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行う場合

有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主（企業規模問わず）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10×10
（対象労働者の日額上限額あり）
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190

詳細: [厚生労働省HP](#)をご覧ください。